

## 春日部市私道改良整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、もって自治組織の育成と生活環境の向上を図るため、私道の舗装整備工事を行うものに対する補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、春日部市補助金等の交付手続等に関する規則（平成17年規則第125号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路以外の道路で、通常一般私人が所有管理している道路をいう。

### (補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる私道は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域の通勤通学路又は生活路として公道的役割を果たしているもの
- (2) 幅員が4メートル以上あるもの
- (3) 道路法第18条に基づき供用される道路に両端が接続しているもの。ただし、接続が1か所の場合は、延長が15メートル以上であるもの
- (4) 築造後5年以上経過しているもの
- (5) 当該私道に面して5戸以上が現存し、境界が明確であるもの
- (6) 工事に支障となる物件がないもの
- (7) 1件当たりの総額が30万円以上の工事であるもの

2 補助の対象となる事業は、前項に規定する私道を利用する自治組織が、舗装、補修又は側溝整備を併せて行うこれらの事業で工事に着手していないものとする。

3 前項に規定する事業は、地域住民の意向が十分反映され、地域住民の総意を得たものでなければならない。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内において市長が定める額とし、150万円を限度額とする。

### (交付の申請)

第5条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、申請をしようとするときは、春日部市私道改良整備事業補助金交付申請書

(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 縮尺250分の1の平面図
- (3) 公図の写し
- (4) 縮尺20分の1の道路標準横断図
- (5) 選任書(様式第2号)
- (6) 誓約書(様式第3号)
- (7) 権利者調書及び舗装承諾書(様式第4号)
- (8) 工事費見積書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、事業に着手しようとする年度の9月30日までとする。

(補助金の額の決定)

第6条 市長は、申請書を受けた日からその事業内容を審査し、相当と認めたものに対して予算の範囲内で補助金の額を決定し、規則第9条第1項の規定に基づき春日部市私道改良整備事業補助金交付決定通知書(様式第5号。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助事業者(規則第2条第3号に規定する者をいう。以下同じ。)は、決定通知書を受けた後において事業内容を変更するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守するよう努めなければならない。

- (1) 構造その他工事の内容について事前に市と協議すること。
- (2) 私道に係る土地の境界は、関係者において明確にし、市に負担をかけないこと。
- (3) 事業完了後の適正な維持管理をすること。

(工事着手及びしゅん功の届出)

第8条 補助事業者は、工事着手前に着手届(様式第6号)、工事しゅん功後にしゅん功届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(事前着手の禁止)

第9条 申請者は、決定通知書を受ける以前に工事に着手してはならない。

(しゅん功検査)

第10条 市長は、第8条に規定するしゅん功届によりしゅん功検査を実施するものとし、その際申請内容により施工されていないと認められたときは、補助事業者に対して工事の手直しを指示することができる。

(補助金の額の確定及び請求書の提出)

第11条 市長は、前条に規定するしゅん功検査の後、規則第14条の規定に基づき補助金の額の確定を行い、春日部市私道改良整備事業補助金額の確定通知書(様式第8号。以下「額の確定通知」という。)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 前条の規定により額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(様式第9号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、請求書を受けた後、補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第13条 補助事業者は規則第13条に規定する実績報告をしようとするときは、事業終了後速やかに、春日部市私道改良整備事業実績報告書(様式第10号)及びその他市長が必要と認める資料を市長に提出しなければならない。

(取消し及び返還)

第14条 市長は、補助金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の定めに違反したとき。
- (2) 虚偽の申請があったとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(春日部市私道改良整備事業補助金交付要綱の廃止)

2 春日部市私道改良整備事業補助金交付要綱(平成18年6月20日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(要綱の見直し)

4 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて平成35年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。